

令和元年度

登別市財政健全化及び経営健全化
審査意見書

登別市監査委員

登監第55号
令和2年8月20日

登別市長 小笠原 春一様

登別市監査委員 石山正志
登別市監査委員 辻弘之

令和元年度登別市財政健全化及び経営健全化審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第
22条第1項の規定により審査に付された「健全化判断比率」及
び「資金不足比率」を登別市監査基準に基づき審査したので、別
紙のとおりその意見を提出する。

目 次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 令和元年度 登別市財政健全化審査 | 1 |
| 2 | 令和元年度 登別市水道事業会計経営健全化審査 | 2 |
| 3 | 令和元年度 登別市下水道事業会計経営健全化審査 | 3 |
| 4 | 令和元年度 登別市簡易水道事業会計経営健全化審査 | 4 |
| 5 | 令和元年度 登別市カルルス温泉スキー場事業特別会計経営健全化審査 | 5 |

令和元年度 登別市財政健全化審査

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

| | 比 率 名 | 令和元年度 | 平成30年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---|----------|-------|--------|---------|--------|
| ① | 実質赤字比率 | — % | — % | 13.12% | 20.00% |
| ② | 連結実質赤字比率 | — % | — % | 18.12% | 30.00% |
| ③ | 実質公債費比率 | 12.6% | 13.0% | 25.0% | 35.0% |
| ④ | 将来負担比率 | 91.0% | 94.7% | 350.0% | |

各指標値の算出の結果、令和元年度①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、実質収支又は連結実質収支が黒字であるため①は△3.88%、②は△16.84%となつたが、比率が0.00以下の場合は「—」で表示する。

また、各指標値が早期健全化基準、財政再生基準以上の場合は、財政健全化法に基づき、財政健全化のための取組を行うこととなる。

令和元年度　登別市水道事業会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

| | 比 率 名 | 令和元年度 | 平成30 年度 | 経営健全化基準 |
|---|--------|-------|---------|---------|
| ① | 資金不足比率 | — % | — % | 20.0 % |

資金不足比率は、資金の不足額が0以下の場合は「—」で表示する。この比率が20.0%以上の場合は、財政健全化法に基づき、経営健全化のための取組を行うこととなる。

令和元年度 登別市下水道事業会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

| | 比 率 名 | 令和元年度 | 平成30 年度 | 経営健全化基準 |
|---|--------|-------|---------|---------|
| ① | 資金不足比率 | — % | — % | 20.0 % |

資金不足比率は、資金の不足額が0以下の場合は「—」で表示する。この比率が20.0%以上の場合は、財政健全化法に基づき、経営健全化のための取組を行うこととなる。

令和元年度　登別市簡易水道事業会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

| | 比 率 名 | 令和元年度 | 平成30 年度 | 経営健全化基準 |
|---|--------|-------|---------|---------|
| ① | 資金不足比率 | — % | — % | 20.0 % |

資金不足比率は、資金の不足額が0以下の場合は「—」で表示する。この比率が20.0%以上の場合は、財政健全化法に基づき、経営健全化のための取組を行うこととなる。

令和元年度 登別市カルルス温泉スキー場事業特別会計経営健全化審査

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月20日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

| | 比 率 名 | 令和元年度 | 平成30 年度 | 経営健全化基準 |
|---|--------|-------|---------|---------|
| ① | 資金不足比率 | — % | — % | 20.0 % |

資金不足比率は、資金の不足額が0以下の場合は「—」で表示する。この比率が20.0%以上の場合は、財政健全化法に基づき、経営健全化のための取組を行うこととなる。